

JFW INTERNATIONAL FASHION FAIR

www.senken-ex.com

出展に際してのご説明

JFW インターナショナル・ファッション・フェア

2011年1月26日(水)～1月28日(金)
10:00～18:00(最終日は17:00まで)
東京ビッグサイト(東京国際展示場 西展示棟)

- 主催：織研新聞社(JFW 推進機構連携事業)
- 入場料：無料
- 出展者数：750社(予定)
- 来場予定数：業界関係者 28,000人

申込書記入注意点 Application Form Filling in Notes

- 出展者名原稿用紙記載の「出展者名」はフロアマップなど各種印刷物に掲載させていただく表記になります。会社名などを記載ください。表記は和文、英文どちらでも結構です。記載がない場合、申込会社名を自動的に反映させていただきます。
-
- 「出展希望ゾーン」は必ずひとつだけ選択ください。カジュアルゾーンを選択した場合、メンズ、レディス、ユニセックスにひとつだけチェックしてください。
-
- メールでご案内差し上げる書類がありますので、「メールアドレス」は必ずご記入ください。

[お問い合わせ先]

JFW インターナショナル・ファッション・フェア(JFW-IFF) 運営事務局
〒101-8449 東京都千代田区猿樂町 1-5-18 千代田ビル
株式会社 ICS コンベンションデザイン内
Tel. 03-3219-3566 Fax. 03-3219-3628
www.senken-ex.com/iff

出展までのスケジュール

1	2010年8～9月
	出展申し込み
<p>申込書、小売価格(税込)を記入した商品写真3点またはパンフレット(A4サイズ以下)、ご担当者様のお名刺を織研新聞社 JFW-IFF 事務局宛に送付してください。 ※なお、写真は返却いたしかねますので焼き増ししたものを添付してください。 出展審査後、出展確定通知、請求書を事務局より発送いたします。</p>	
↓	
2	2010年10月
	申し込み締め切り
<p>第一次出展申し込み締切日：2010年10月8日(金) 最終出展申し込み締切日：2010年10月29日(金)</p>	
↓	
3	2010年10～11月
	Webカタログの登録
<p>事務局より送付する出展者専用ウェブサイト(Webカタログ)のログイン情報にて、Webカタログの登録をしていただきます。</p>	
↓	
4	2010年11月
	出展者説明会
<p>東京、大阪にて開催いたします。 出展の手引きを配布し事務的な事項の説明を致します。</p>	
↓	
5	2010年12月
	各種申請書類の提出
<p>出展の手引きに記載の各種申請書類(施工、電気工事、宿泊など)を必要に応じて提出していただきます。</p>	
↓	
6	2011年1月
	JFW-IFF 会期
<p>2011年1月26日(水)～1月28日(金)</p>	

▼ 出展料金

以下はスペースのみの料金です。壁面、カーペット、電源工事などは含まれておりません。

（1小間:3m×3m=9㎡）	税込料金
1 小間 ~ 3 小間	¥388,500 (1小間あたり)
4 小間 ~ 9 小間	¥369,075 (1小間あたり) ※ 5% off
10 小間 ~ 29 小間	¥361,305 (1小間あたり) ※ 7% off
30 小間 ~ 49 小間	¥349,650 (1小間あたり) ※ 10% off
50 小間 (450㎡) 以上	¥ 36,691 (1㎡あたり) ※ 15% off

※ 50 小間以上のお申し込みに関しては 1㎡単位での受け付けをいたします。

※ JFW-IFFの出展者向けに各種のパッケージブースをご用意いたします。(有料)詳しくは、11月開催の出展者説明会において配布いたします出展の手引きをご覧ください。

上記出展料金における割引対象は 1 企業でのお申し込みみに適用されます。ただし団体出展、共同出展の場合、代表窓口は 1 社のみとなり、その際フロアマップへの記載内容、会場での案内図などで制限を受けることがありますので予めご了承ください。

▼ 小間位置の決定

小間の位置は主催者が決定します。小間位置の希望および変更は受け付けられませんのでご了承ください。申し込み締切日を過ぎた場合は、希望ゾーンに入らない可能性もありますのでご注意ください。

また、主催者は小間割発表後でも小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置することがあります。その際、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求等はできませんのでご了承ください。

また、小間位置の決定の際に出展回数、出展小間数は必ずしも参考にはいたしません。

なお、会場全体のゾーンレイアウトは開催の都度、変更する可能性があることを、予めご了承ください。

▼ 出展料のお支払い

出展確定後、出展確定通知および請求書を送付いたします。請求書記載の指定日までに主催者指定口座に出展料をお振り込みください。指定された期日までに出品料をお支払いいただけない場合は申し込みを取り消させていただくことがあります。なお、振込手数料は出展者側が負担するものとします。

▼ 出展の変更または取り消し規定について

既に申し込まれた小間に対する変更または取り消しについてはすべて文書にその理由を明記し、主催者の承認を得てください。出展確定後の変更・取り消しについては以下の取り消し料を申し受けます。

- (1) 2010年10月29日(金)から2010年12月25日(土)まで：
小間料金の50%
- (2) 2010年12月26日(日)以降：小間料金の100%

※ 出展者が上記相当金額を未だ支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

※ 出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超えている場合は超過分を主催者より返金いたします。

▼ 出展条件

- ① ファッション関連商品、ライフスタイル関連商品で、事務局が認めた商品がご出展いただけます。
- ② 出展のお申し込みにあたっては、申込書と写真またはパンフレットなどに基づき出展審査委員会が審査を行い、出展の可否を通知いたします。
- ③ 出展品目であっても、出展審査委員会が不合格と判断した場合は出展できません。なお、合否の理由に関する問い合わせには、応じられないので予めご了承ください。
- ④ 出展品の権利関係については、出展規約を確認のうえ、トラブルが起きないように十分ご注意ください。
- ⑤ OEM 目的の出展および展示はできません。

小間造作

高さ制限（装飾規定より抜粋）

出展物・装飾物の高さ制限は、原則床上 2.7m となります。
詳細は、出展者説明会で配布する出展の手引きの「装飾規定」をご確認ください。

小間造作に関わる費用

出展料金はスペースのみの料金です。仕切り壁やパーティションなどは、各出展者にご用意いただけます。出展を決定する際に総予算として必要な金額を算出していただく参考として、いくつかのパッケージブース例をご案内いたします。

詳しくは、11月開催の出展者説明会にて配布いたします資料をご覧ください。

パッケージブース例 出展者説明会にてカタログを配布いたします。

自由な発想を生かすため、最低限必要なものを用意した基本的なプラン。

Basic Plan [1 booth]



システム壁面	一式
カーペット (色の選択が可能です)	9㎡
木工パネル (社名サイン・表具共/表具のデザインは選択が可能です)	一式
アームスポットライト	3灯
コンセント (700W)	1個
一次側幹線工事費用 (1kW)	一式
合計金額 ¥125,000 (税込)	
カラー壁面施工 ¥185,000 (税込)	

壁面をすべて木工で製作するプラン。壁面への釘打ちなども可能。

Wood Plan [1 booth]



木工壁面 (色の選択が可能です)	一式
カーペット (色の選択が可能です)	9㎡
木工パネル (社名サイン・表具共/表具のデザインは選択が可能です)	一式
アームスポットライト	3灯
コンセント (700W)	1個
一次側幹線工事費用 (1kW)	一式
合計金額 ¥250,000 (税込)	

□ 電気容量がパッケージブースに含まれている 1kW を超える場合は、1kW=11,970円(税込)の追加料金がかかります。

□ パッケージブースを利用せず、照明やコンセントのみを使用する場合は 100V/1kW=11,970円(税込)の電気使用料金がかかります。

オプション備品例 出展者説明会にてカタログを配布いたします。

シェルフ
15,750円/1台
W1090 x D400 x H700 ~ 1180

シングルハンガー
2,835円/1台
W900 x D450 x H1100 ~ 1800

カフェスツール
3,150円/1脚
φ410 x SH440

丸テーブル (白)
4,200円/1台
φ600 ~ 750 x H60

JFW インターナショナル・ファッション・フェア出展規約

1. 出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申し込み方法に従って必要書類を主催者（織研新聞社）あてに送付してください。主催者はこれを審査の上、展示会の主旨に適合するものと考えられる出展物を展示する出展希望者に対してのみ、「出展確定通知」と「請求書」を発行いたします。出展者と主催者との出展契約は、この「出展確定通知」を送付した時点をもって成立するものとします。なお、申し込み小間数は、1小間単位とし、0.5小間や1.5小間などの申し込みはできません。

2. 出展料の支払い

出展者は「請求書」に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了するものとします。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は、出展契約を取り消すことがあります。国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が展示会開催後であっても、出展料は全額を開催前に支払うものとします。

3. 出展の変更・取り消し

出展の取り消しまたは出展申し込みの際に申し込んだ展示スペース（以下、「小間」といいます）の変更については、すべて文書にその理由を明記し、主催者に提出してください。出展確定後の取り消し・変更については、書面の主催者への到達日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けます。

(ア) 最終申し込み締切日から展示会初日より30日前まで：出展料の50%

(イ) 展示会初日から起算して29日前から展示会当日：出展料の100%

出展者が、上記相当金額を取り消しの時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。出展者が、変更および取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、主催者は超過分を返金するものとします。

4. 団体出展およびグループ出展

(1) 団体出展とは既存の団体の構成企業が複数で出展することを指します。また、グループ出展とはJFW-IFFの出展を目的とし、一時的にグループを作った複数の企業が出展することを指します。

なお、いずれも、団体代表またはグループ代表企業一社が運営事務局および運営協力会社などの連絡窓口となり、申し込み手続き、出展料の支払いなどを一括して行うものとします。

(2) 団体出展・グループ出展ともに、出展規模が4小間以上の場合は、単独出展扱いとして出展料が、割引の対象となります。

(3) 団体出展・グループ出展ともに、一社あたりの出展規模が1小間に満たない場合、公式カタログなどの紹介枠は、出展小間数を上限とし、掲載内容に制限が生じます。

(4) JFW-IFF内のクリエイターズビレッジは、団体出展・グループ出展することはありません。

なお、コーディネーターゾーンについては、別途、内規を設けます。

5. 招聘保証

主催者はいかなる理由があっても、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行しないものとします。

6. 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行ってください。この書類作成については、主催者は、「出展確定通知」以外の書類を発行しないものとします。

また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

7. 小間の転貸などの禁止

出展者は、契約した小間を主催者の書面による承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

8. 小間位置の決定

小間の位置は主催者が決定します。一度決定した小間位置に対する異議申し立てはできません。小間割り発表後も主催者が必要と判断した場合、小間割りを変更することがあります。なお、小間位置を不服として出展の取り止めを申し出た場合も、書面による通常の手続きを必要とし、規定の取り消し料を申し受けます。また、その際出展者は小間位置の変更に対する損害賠償の請求はできません。また、小間位置の決定の際に出展回数、出展小間数は必ずしも参考にはいたしません。

9. 小間の使用方法

(1) 宣伝・営業活動はすべて小間の中で行われるものとして、小間以外のスペースを使用するの宣伝活動はできません。また、出展者は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。

(2) 出展者は他の小間に隣接している場所では、隣接する小間を妨害するかたちで自社の小間を施工しないことに同意するものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、主催者は展示会運営上小間の装飾に変更が必要であるかどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出展者はその判断に同意し、装飾の変更を行ってください。

(3) 装飾物の高さは、後日主催者から「出展の手引き」により通知される範囲内で行われるものとします。装飾物などはいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。

(4) 出展者は、特に主催者が許可した場合を除いて、会場内で販売行為を行ってはいけません。

(5) 主催者は、その音・操作方法・材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的に適合しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人・物・行為・印刷物および主催者が問題があると考えられる性質のものすべてに及ぶものとします。

(6) 出展者は(5)の制限または撤去を行ったことによる費用を負担するものとします。また、その際これらの変更・制限によって生ずるすべての損失・損害に関し主催者に対して損害賠償を請求することはできません。

10. 出展品目・条件

(1) 出展品目は出展申込規定に定められた出展品目に限定されるものとします。高価な宝石・宝飾品は全ゾーンとも出展できません。

また、出展品目であっても、出展審査委員会が不合格と判断した場合は出展できません。

(2) ①国内出展者の出展品は自社オリジナルブランドまたはライセンス・輸入などの契約ブランドとします。なお、並行輸入品は出展できません。また、海外出展者の出展品は自社のオリジナルブランドとします。

②自社（出展者）が生産の一部にかかわったものを出展する場合は、その生産品の最終生産者もしくは販売権を持つ企業の承諾を必要とします。

(3) 主催者は、前各項の規定に違反する出展がなされていると認められた場合には、当該出展品の撤去を求めることができます。なお、出展者が主催者の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

11. 保証条項

出展者は主催者に対し、JFW-IFFの出展品またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

12. 出展者の義務

(1) 出展者は主催者に対し、自己のJFW-IFFの出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、JFW-IFFの正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

(2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

13. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負わないものとします。

14. 出展物等の設置および撤去

(1) 出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者からの「出展の手引き」により通知される時間内に行われるものとします。

小間内の出展物設置は、開会の前日午後6時までに完了されなければならないものとします。出展者が開会の前日午後6時までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、主催者は、出展料の返金はいたしません。

(2) 会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展者は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行うこととします。

(3) 小間内の出展物および装飾物等は、会期最終日午後10時迄に撤去されなければならないものとします。その時までに撤去されないものは出展者が所有権を放棄したものとみなし、主催者が撤去します。撤去費用は出展者の負担とします。

15. 契約の解除

(1) 主催者は出展確定通知を発行した後も出展者に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。

① 指定された期日までに出展料の支払いがなされない場合。

② 規約7項ないし9項の小間の使用方法等に関する規定に違反し、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。

③ 規約10項（出展品目・条件）に違反する行為がある場合。

④ 出展者の出展品が規約11項の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断がなされた場合。

⑤ 規約12項の事態において、紛争が適切に解決されず、JFW-IFFの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがある場合。

⑥ 出展物に限らず、取り扱い商品に不当な表示などが認められた場合。

⑦ その他、JFW-IFFの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。

(2) 主催者は前項の解除通知がなされた場合、出展者は以下の事項を異議なく承認するものとします。

① JFW-IFF開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出展物を撤去して、小間を現状に復すること。

② 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。

③ 解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。

④ 出展者が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償を補償すること。

(3) 主催者は、本項（1）の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する公式カタログ、会場内掲示について出展者の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

16. 損害賠償

(1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

(2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

① 出展者のJFW-IFFの出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。

② ①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします）。

17. 展示会の開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、展示会開催を延期または中止することがあります。中止の場合は、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却します。これ以外に出展者側の発生した経費については補償いたしません。

18. 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これらを遵守することに同意するものとします。さらに、出展者は主催者が定めるすべての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

19. 準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。

20. 使用言語

本契約の使用言語は、出展者が日本所在の企業である場合は日本語とし、それ以外は英語とします。

21. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

補足：出展確定の場合、出展申込書に「出展確定」と押印し、そのコピーを送付いたします。このコピーを「出展確定通知」とします。

■ 第一次締切日 / 2010 年 10 月 8 日 (金) ■ 申込最終締切日 / 2010 年 10 月 29 日 (金)

フロアマップ、インデックスなど印刷物に使用する表記となります。

「株式会社織研新聞社」と記入した場合、インデックスには「(株)織研新聞社」、

フロアマップには「織研新聞社」と表記されます。掲載は無料です。

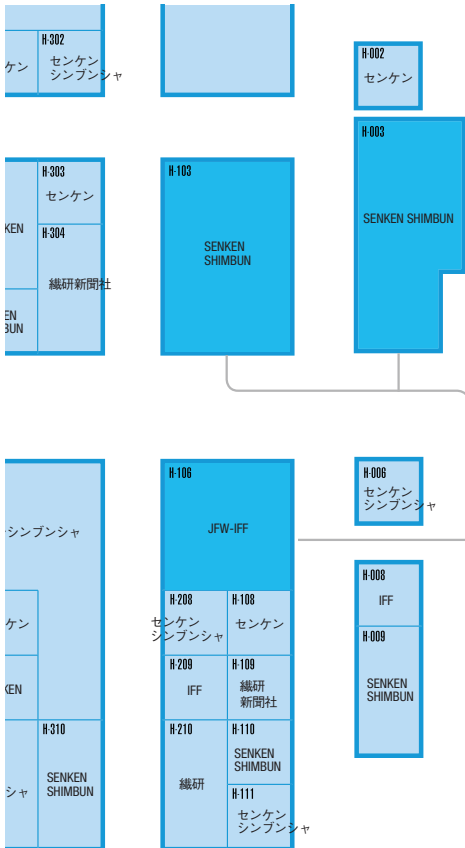
また、以下見本のような写真付きの小間広告は有料です。

広告掲載をご希望の方は 03-3639-8030 もしくは iff-11@senken.co.jp までお問合せください。

フロアマップのインデックスなどに使用する表記となります。会社名、ブランド名などをご記入ください。

出展者名	フリガナ

フロアマップ掲載例



インデックス掲載例

SENKE
センケンシ

出展者一覧 国内

セ	(株) 織研新聞社	JFW-12	ナ	(有
	SENKEN SHIMBUN CO., LTD.	G-421		(株
	センケンシンプンシャ	G-200		(株
	せんけんしんぶんしゃ	I-703		(株
	(株) 織研新聞社	CVA-11		(株
	SENKEN SHIMBUN CO., LTD.	H-006		(有
	センケンシンプンシャ	G-200		(有

JFW-IFF H-106

JFW INTERNATIONAL FASHION FAIR
ジェイエフダブリューインターナショナルファッションフェア

国内最大規模のファッショントレードショーとして「クリエイションとビジネスの交流の場」をご提供。
入場無料 (業界関係者のみ)
http://www.senken-ex.com/iff/
織研新聞社
TEL 03-3639-8030

有料広告見本

会社名	フリガナ	
記入者名	フリガナ	
連絡先	住 所	
		tel.